

【記載例】

- ・赤字部分は申請者の記入箇所→入力は黒で
- ・青字部分は工業会の記入箇所

(一社) 日本木工機械工業会指定用紙	
整理番号	2023- 04 - 07 - 001
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産

機械及び装置の場合は
「木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備」
あるいは「家具又は装備品製造業用設備」の
どちらかの表記を選び、ご記入ください。

当該設備の概要	減価償却資産の種類	決められた共通表記です。	機械及び装置
	設備の種類又は細目		木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備
	設備の名称	(様式2)の表記と一致させてください。型番号が新旧同じ場合は、当該モデルの“販売開始年度”を“年式”として示してください。	NCルーター
	設備型式		2021年式 A-01
	本社名・事業所名		あいち木工業株式会社 名古屋工場
	法人番号 ※法人のみ		9999999999999
	本社所在地		●●県●●市1丁目2番地3号
	ユーザー連絡先 (会社名、担当部署、電話番号)		あいち木工業株式会社 管理部 設備課 00-8888-9999

(様式2)チェックリストの記入内容と一致させてください。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2021年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2023年度(注2) ② - ① = 2年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

(注1)一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物附属設備:14年、ソフトウェア:5年とする

(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう

申請者は原則設備メーカーですが、代理店、子会社も可。ただし、日本の登記上の法人名又は個人事業者氏名を記入(屋号は不可)。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 2023年 4月 7日

〒460-0011
名古屋市中区大須4-11-39
一般社団法人 日本木工機械工業会
理事長 菊川 厚

担当窓口:
連絡先(電話番号):
(任意)メールアドレス:

当会では発行時押印するため、こちらは未記入のままでの返送となります。

当
西暦 2023年 4月 5日

製造事業者等の名称 株式会社 田中製作所

製造事業者等の所在地 東京都世田谷区用賀0-0-0

代表者氏名: 田中 一郎

担当者氏名: 田中 健二

所属: 新宿営業所 営業部

担当者連絡先(電話番号): 03-000-0000

・代表者名は、代表取締役に限らず工場長でも可。
・代表者印は原則不要になりました。

※制度自体については、中小企業庁ホームページをご確認いただき、ご不明な点は、中小企業庁税制サポートセンターもしくは所轄の税務署にお問い合わせください。中小企業庁ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画

[本証明書に関する注]

本証明書は、中小企

ここは空欄で提出を。当初認定を受けた計画申請書に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入。

生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

令和5年3月31日までに申請を行った先端設備等導入計画に添付する生産性向上要件証明書としても利用できます。詳細は中小企業庁のホームページをご確認ください。

2ページ目を両面印刷

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ①対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）と同様とお考えください。
- ②設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤本証明書の発行、経営力向上計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

設備の種類（※4）	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て（※1）	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て（※2）	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て（※3）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※5）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

- ※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※2 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。
- ※5 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。